

中央学院大学大規模災害罹災学生に対する学生納付金減免規程

(平成24年7月26日制定)

(目的)

第1条 この規程は、中央学院大学（以下「本学」という。）の在学学生および入学予定者（聴講生・科目等履修生を除く）の保証人が、災害対策基本法の定める激甚災害によって罹災したことにより、経済上の理由から当該学生の修学が著しく困難になった場合、学生納付金の全額又は一部を免除することにより、学業の継続および進学のを支援することを目的とする。

(対象)

第2条 学生納付金の減免は、激甚災害によって家計が急変し修学に著しい支障を生じた者、又は生じるおそれがある者を対象とする。

2 本規程の趣旨に基づき、国および地方公共団体等の援助・補助又は保険金等により、家計に急変が生じない若しくは修学に著しい支障が生じない者は、学生納付金減免の対象としない。

(審査委員会)

第3条 学生納付金の減免に係る審議のために、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、学長・研究科長・各学部長・大学事務局長・総務部長・財務部長・学事部長をもって構成する。

3 委員長は、学長をもって充てる。委員長は会議を招集し、議長となる。

4 必要がある場合は、関係教職員を委員会に出席させることができる。

5 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席委員の過半数の合意をもって決議する。

(審査・決定および公示)

第4条 学生納付金減免に係る事項は、委員会の審議を経て、理事長が決定する。

2 学生納付金減免の内容、選考基準、申請の受付開始時期、減免適用年度、期間等については、本学ホームページおよび学内掲示板等を通して公示する。

(申請)

第5条 学生納付金減免を申請する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 学生納付金減免申請書及び被害状況報告書（本学所定用紙）

(2) 保証人の自宅が被災した場合

当該自治体等が発行した「罹災証明書」

(3) 保証人の収入が途絶若しくは減少した場合

イ 保証人が死亡した場合は「死亡診断書」又は「死体検案書」

ロ 保証人が行方不明となった場合はそれを証明できる書類

ハ 保証人が重傷を負った場合は「診断書」

ニ 保証人の収入が途絶若しくは減少したことを証明できる書類

(他の奨学金等との重複)

第6条 この規程以外の学生納付金減免又は給付制の奨学金との重複は認めない。ただし、学生納付金減免又は給付制の奨学金と本規程による学生納付金減免のいずれか一つを選択することができる。

(学生納付金減免の取消および返還)

第7条 学生納付金の減免を認められた者が、次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、減免を直ちに取消すものとし、所定の学生納付金を納入しなければならない。

(1) 提出書類の記載内容等に虚偽があった場合

(2) 休学又は退学した場合

(3) 学則に定める懲戒事項に該当した場合

(4) 本学が減免を不適当とした場合

(事務担当)

第8条 この学生納付金減免に関する事務は、学生課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会の決議を得て行う。

附則 この規程は、平成24年7月26日から施行し、平成24年4月1日より適用する。